

○環境省告示第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の七の五の二第二項の規定に基づき、水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法を次のように定め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の五の二第二項の環境大臣が定める方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）に定める方法（廃水銀等を処分するために処理したものに係る方法に限る。）によるものとする。